

第六一回

参第六号

公害委員会及び都道府県公害審査会法（案）

目次

第一章 公害委員会（第一条 第十二条）

第二章 都道府県公害審査会（第十三条 第十九条）

附則

第一章 公害委員会

（設置）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、公害委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務及び権限）

第二条 委員会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 公害に係る健康上の被害の救済に関する法律（昭和四十四年法律第 号）に規定する康診断並びに認定患者及び認定障害者の認定に関する事務を行なうこと。

二 公害に係る紛争等の処理に関する法律（昭和四十四年法律第 号）の規定による紛争の処理に係る事務を行ない、及びこれに関連して関係行政機関に意見を述べること。

（組織）

第三条 委員会は、委員六人で組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、二人以内は、常勤とすることができる。

（委員の任命）

第四条 委員は、公害問題に関し高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を解任しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期）

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び解任)

第六条 委員は、第四条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行をすることができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを解任することができる。

(委員の服務等)

第七条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その地金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項及び第二項、第百九条第十二号並びに第百十一条の規定は、委員の服務について準用する。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第八条 委員会に、委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第九条 委員会の議事及び委員会の行なう公害に係る紛争の処理に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、非常勤とする。

3 特別委員は、委員会の推せんに基づき、内閣総理大臣が任命する。

4 特別委員の任期は、一年とする。

5 特別委員は、再任されることができる。

6 特別委員は、委員会の議事に関しては、議決権を有しない。

7 前各項に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障があるときは、第八条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(公害委員会規則)

第十一条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十二条 委員会に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、四十人とする。

第二章 都道府県公害審査会

(設置)

第十三条 都道府県に、公害に係る紛争等の処理に関する法律の規定による紛争の処理及びこれに関連して関係行政機関に対してする意見の申出にあたらせるため、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第十四条 審査会は、委員四人で組織する。

2 委員は、公害問題に関し識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期等)

第十五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

4 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行をすることができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(委員の服務)

第十六条 委員は、在任中政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定は、委員の服務について準用する。

(委員長)

第十七条 審査会に、委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十八条 審査会の議事及び審査会の行なう公害に係る紛争の処理に参加させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、非常勤とする。

3 特別委員は、審査会の推せんに基づき、都道府県知事が任命する。

4 特別委員の任期は、一年とする。

5 特別委員は、審査会の議事に関しては、議決権を有しない。

6 第十四条第三項、第十五条第二項から第四項まで及び第十六条の規定は、特別委員に準用する。

7 前各項に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(会議)

第十九条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 委員長に故障のあるときは、第十七条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年六月一日から施行する。

(委員会の最初の委員の任命)

2 第四条第一項の規定による委員会の委員の任命のために必要な行為は、前項の期日前においても行なうことができる。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない場合に準用する。

(国家行政組織法の一部改正)

4 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「首都圏整備委員会」を

「首都圏整備委員会

公害委員会」

に改める。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「首都圏整備委員会」を

「首都圏整備委員会
公害委員会」

に改める。

第十八条中首都圏整備委員会の項の次に次のように加える。

公害委員会	公害委員会及び都道府県公害審査会法（昭和四十四年法律第	号）
-------	-----------------------------	----

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

6 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 公害委員会の常勤の委員

第一条中第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 公害委員会の非常勤の委員

別表第一中「首都圏整備委員会の常勤の委員」を

「首都圏整備委員会の常勤の委員
公害委員会の常勤の委員」

に改める。

理 由

公害に係る健康上の被害の救済に関する法律及び公害に係る紛争等の処理に関する法律の施行にあたるため、公害委員会及び都道府県公害審査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約六千百万円、平年度約七千三百万円の見込みである。なお、昭和四十四年度における当該経費のうち約三千六百万円は、同年度予算に計上されている。